

西宮市住宅耐震改修促進事業実施要領  
(防災ベッド等設置助成)

平成28年4月1日  
改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市住宅耐震改修促進事業（以下「本事業」という。）の防災ベッド等設置助成の実施に当たり、「西宮市住宅耐震改修促進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及び要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建住宅

一つの建物が一つの住宅となっているものをいい、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 申請者

本事業を実施するため、要綱第4条に基づき補助金の交付を申請する者をいう。

(3) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

ウ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

エ 上記アからウに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(4) 耐震基準

住宅の耐震性について、別表第一に定める基準をいう。

(5) 安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 第2条第3号アによる耐震診断の結果、別表第一に定める耐震基準に満たないが、別表第二に定める耐震基準を満たすもの

イ 第2条第3号イ、ウ及びエによる耐震診断の結果、別表第一に定める耐震基準に満たないもの

ウ 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」及び平成17

年度から実施する「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断の結果、総合評点が0.7以上1.0未満又は耐震指標値（Is値）が0.8未満と診断されたもの。また鉄骨構造において「安全と思われます」と診断された以外のもの

(6) 安全性がかなり低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 第2条第3号アによる耐震診断の結果、別表第二に定める耐震基準を満たさないもの

イ 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」及び平成17年度から実施する「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断されたもの

(7) 防災ベッド等

住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

ア 別表第三に掲げる装置

イ 別表第四に掲げる装置に該当するものとして知事が認めるもの

(8) 事業の着手年月日

申請者が防災ベッド等の設置に係る契約を締結した日とする。

(9) 事業の完了年月日

申請者が防災ベッド等の設置に係る費用を支払った日をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 本事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当しない戸建住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」の改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

(3) 県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く）の補助金を受けた住宅

(4) 市補助事業「西宮市住宅耐震改修促進事業」（「耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「シェルター型工事費補助」又は「防災ベッド等設置助成」を除く）の補助金を受けた住宅

(補助事業の対象となる経費)

第4条 防災ベッド等の設置に要する経費をいい、防災ベッドの設置に際して必要となる床の補強に係る経費を含むものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一（第2条（4）（5）関係）

耐震診断区分		耐震基準
(一)	第2条第3号アによるもの	1 一般診断法で、上部構造評点が1.0以上であること 2 精密診断法で、評点が1.0以上であること
(二)	第2条第3号イによるもの	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1次診断 構造耐震指標 (Is) が0.8以上であること
	上記以外	構造耐震指標 (Is) が0.6以上であること
(三)	第2条第3号ウによるもの	構造計算により安全性が確かめられること
(四)	第2条第3号エによるもの	上記（一）から（三）の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第二（第2条（5）（6）関係）

耐震診断区分	耐震基準
第2条第3号アによるもの	1 一般診断法で、上部構造評点が0.7以上であること 2 精密診断法で、評点が0.7以上であること

別表第三（第2条（7）関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO 法人つみつくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	株式会社安信

別表第四（第2条（7）関係）

1. (一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された装置
2. 他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた装置
3. 公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された装置
4. 西宮市住宅耐震改修促進事業実施要領（耐震改修計画策定費補助、耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助）第2条第15号に規定するシェルター型工事によって設置等される装置

